○南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）（抄）

改正後

別表第四　南極史跡記念物（第八条関係）

番号	名称	位置
六十	一　千九百三年にアルゼンチンのコルベット艦「ウルグアイ」号がスウェーデン南極探検隊を救助した記念としてジェームズ・ロス諸島のシーモー島海岸南部のペンギンズ湾に建てられた銘板と石塚	南緯六十四度十六分西経五十六度三十九分
	二　千九百二年にスウェーデン南極探検隊によりジェームズ・ロス諸島のシーモー島海岸南部のペンギンズ湾に建てられた木柱と石塚	南緯六十四度十七分四十七・二秒西経五十六度四十一分三十・七秒

別表第六　南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）

南極特別保護地区	要件
第一南極特別保護地区	一～五　（略） 六　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 七～十三　（略）
第二南極特別保護地区	（略）
第三南極特別保護地区	一～五　（略） 六　科学的調査のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。ただし、アーデリー島においては、毎年十一月一日から翌年の四月一日までの期間は、当該工作物の設置又は除去のための作業を行ってはならない。 七～十四　（略）
第四南極特別保護地区	（略）
第五南極特別保護地区	一～四　（略） 五　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 六～十一　（略）

改正前

別表第四　南極史跡記念物（第八条関係）

番号	名称	位置
六十	千九百三年にアルゼンチンのコルベット艦「ウルグアイ」号がスウェーデン南極探検隊を救助した記念としてジェームズ・ロス諸島のシーモー島海岸南部のペンギンズ湾に建てられた銘板と石塚	南緯六十四度十六分西経五十六度三十九分

別表第六　南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）

南極特別保護地区	要件
第一南極特別保護地区	一～五　（略） 六　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 七～十三　（略）
第二南極特別保護地区	（略）
第三南極特別保護地区	一～五　（略） 六　科学的調査のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。ただし、アーデリー島においては、毎年十一月一日から翌年の四月一日までの期間は、当該工作物の設置又は除去のための作業を行ってはならない。 七～十四　（略）
第四南極特別保護地区	（略）
第五南極特別保護地区	一～四　（略） 五　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。 六～十一　（略）